

アフラックでは、お客様の利便性向上のため、**Web 約款**をおすすめしています



○アフラックのホームページ(<https://www.aflac.co.jp/>)上で、いつでも
ご覧いただける「ご契約のしおり・約款」です。

○冊子の「ご契約のしおり・約款」のように**保管する必要がありません。**

照会・相談・苦情などのご連絡先

契約内容の照会・各種お問い合わせ・ご相談ならびに苦情については、下記の窓口でお受けします。

アフラック
コールセンター

通話料
無料

0120-5555-95

受付時間 月曜日～金曜日 9:00～18:00 土曜日 9:00～17:00 ※祝日・年末年始を除きます。

ご契約者様専用サイト「アフラック よりそうネット」のご登録で、
便利なサービスをご利用いただけます



ご契約者様専用サイト

**アフラック
よりそうネット**

ご登録はとってもカンタン!

まずは下記より登録ページへアクセスし、
ご登録ください。

かんたんアフラック 検索

※法人契約の場合はご利用いただけません。

スマホは
こちらから



《保険種類をお選びいただく際には「保険種類のご案内」をご覧ください》

この保険は「保険種類のご案内」に記載されている「終身保険」です。

「保険種類のご案内」は当社の営業部・支社および募集代理店にごございますのでお問い合わせください。

ご契約後は、必ずご家族および指定代理請求人を指定されている場合は指定代理請求人にお知らせください。

お問い合わせ、お申込みは
〈募集代理店〉

- 本冊子に記載の保障内容などは、契約日が2024年12月2日以降の保険契約に適用となります。
- 本冊子に記載の「当社」とは引受保険会社のことをいいます。
- 契約内容を変更された場合、変更後の保険料は変更日現在の保険料率によって計算する場合があります。

〈引受保険会社〉

Aflac
アフラック

〒163-0456 東京都新宿区西新宿2-1-1 新宿三井ビル
URL <https://www.aflac.co.jp/>

アフラックは代理店制度を採用しています。

募集代理店は、当社以外の保険商品を取扱いできる場合があります。

詳しくは募集代理店にお問い合わせください。

お申込みいただく前に

契約概要・注意喚起情報・その他重要事項

WAYS
ウェイズ

ご契約に関する大切な事項を記載したものです。
お申込み前に必ずお読みいただき大切に保管してください。

本冊子や「ご契約のしおり・約款」には、ご契約に関する重要事項を記載していますので、必ずお読みください。

本冊子

契約概要

P.01～19

契約内容に関する重要事項のうち、特にご確認いただきたい事項を記載しています。

- 保険の特長・しくみは?
- どんなときに保険金・給付金などが支払われるの?
- 保険料払込みの流れは?
- 契約できる条件は?

など

注意喚起情報

P.20～30

お申込みに際して特にご注意いただきたい事項やお客様にとって不利益となる事項を記載しています。

- 告知とは?
- 申込みを撤回したいときは?
- 保障の開始はいつ?
- 保険金・給付金を請求するときは?





など

その他重要事項

P.31～32

お申込みに際してご確認いただきたい補足的情報をまとめています。

本冊子で使用するマークについて

	特にご確認いただきたい内容のうち、お客様にとって不利益となる事項を記載しています。		条件など補足事項を記載しています。
	「ご契約のしおり・約款」の参照先を記載しています。		保険の専門用語などについて記載しています。

ご契約のしおり・約款

ご契約のしおり

ご契約についての重要事項、お手続きなどをわかりやすく説明しています。

約款

「普通保険約款」「特約条項」など、ご契約についてのとりきめを詳しく説明しています。

契約概要

1

この「契約概要」には、契約内容に関する重要事項のうち、**特にご確認いただきたい事項**を記載していますので、ご契約前に必ずお読みいただき、内容をご確認・ご了解のうえ、お申込みください。

2

支払事由やお支払いに際しての制限事項は、概要や代表事例を記載しています。
ご契約に際しては「**注意喚起情報**」のほか、支払事由や制限事項の詳細、主な保険用語の説明などについては、「**ご契約のしおり・約款**」をご確認ください。

もくじ

特長・しくみ

01 「WAYS(ウェイズ)」の特長	02
02 契約内容(保険期間、保険料払込期間など)	04
03 保険金・給付金などのお支払い	06
04 保障の変更(移行)について	08
05 契約者配当金・解約払戻金	14

保険料

06 保険料の払込方法	15
07 保険料払込みの流れ	16
08 保険料に関する留意事項	18

ご契約のお引受け

09 お引受けの条件	19
------------	----

ご契約の更新

10 特約の更新について	19
--------------	----

01 「WAYS(ウェイズ)」の特長

特長
1

万が一の時の死亡保障を準備できます。

ご契約時から**保障移行可能年齢**【用語】に達する年単位の**契約応当日**【用語】前日までは「死亡・高度障害保障」のみで、その他の保障がありません。

特長
2

将来、死亡保障を年金・介護年金・医療保障に変更できます。

■保障移行可能年齢からの保障

下記のコースからお選びいただけます。

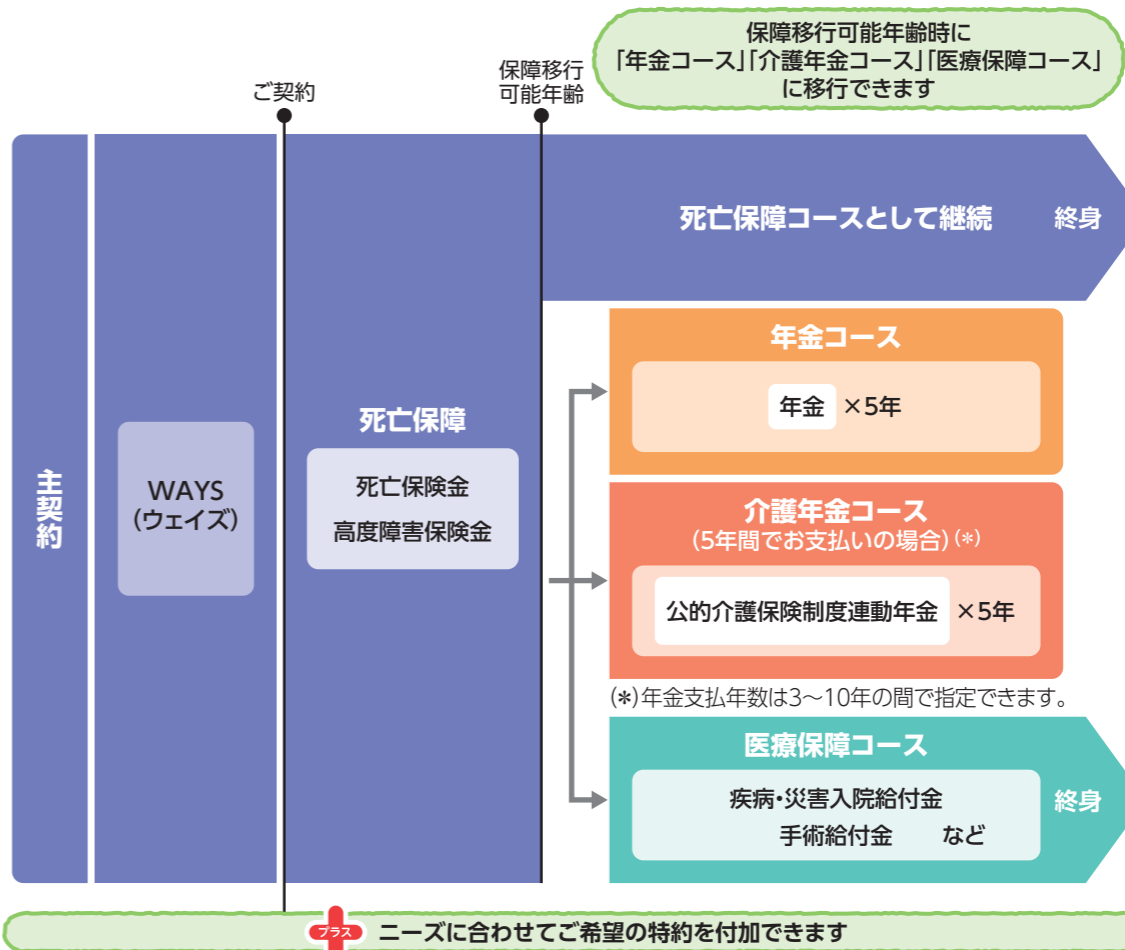
死亡保障コース	「死亡・高度障害」の保障を継続できます。
年金コース	年金をお支払いします。
介護年金コース	公的介護保険の認定を受けた場合に、介護年金をお支払いします。
医療保障コース	病気・ケガによる入院や手術などを一生涯保障します。所定の条件を満たした場合には、健康祝金をお支払いします。

▶▶ 保障の変更(移行)について、詳しくは **04 保障の変更(移行)について** [P.08~13] をご確認ください。

【用語】

- 「**保障移行可能年齢**」とは
「死亡・高度障害」の保障を「年金コース」「介護年金コース」「医療保障コース」に変更できる年齢のことで、契約時に60歳・65歳・70歳のいずれかを選択
- 「**契約応当日**」とは
ご契約後の保険期間中に迎える、保険契約日に対応する日

「WAYS(ウェイズ)」しくみ図



特約	定期特約	特約死亡保険金 特約高度障害保険金	10年満期 自動更新 または 60歳満期 または 65歳満期 または 70歳満期
	傷害特約	災害死亡保険金 障害給付金	10年満期 自動更新 または 60歳満期 または 65歳満期 または 70歳満期
	災害死亡割増特約	災害死亡保険金 災害高度障害保険金	10年満期 自動更新 または 60歳満期 または 65歳満期 または 70歳満期

▶▶ 保障の変更(移行)について、詳しくは **04 保障の変更(移行)について** [P.08~13] をご確認ください。

▶▶ **自動更新** について、詳しくは **10 特約の更新について** [P.19] をご確認ください。

02 契約内容(保険期間、保険料払込期間など)

WAYS(ウェイズ)

保険料払込期間・保障移行可能年齢によって契約年齢が異なります。

正式名称 (販売名称)	保険期間	保険料払込期間		保障移行 可能年齢	契約年齢
終身保険 (低解約払戻金型) (未来の自分が決める 保険 WAYS)	終身	歳満期払済	60歳払済	60歳	0歳～満55歳
			65歳払済	65歳	0歳～満60歳
			70歳払済	70歳	0歳～満65歳
		年満期払済	10年払済	60歳	0歳～満50歳
				65歳	0歳～満55歳
				70歳	0歳～満60歳
			15年払済	60歳	0歳～満45歳
				65歳	0歳～満50歳
				70歳	0歳～満55歳
			16年払済	60歳	0歳～満44歳
				65歳	0歳～満49歳
				70歳	0歳～満54歳
			17年払済	60歳	0歳～満43歳
				65歳	0歳～満48歳
				70歳	0歳～満53歳
			18年払済	60歳	0歳～満42歳
				65歳	0歳～満47歳
				70歳	0歳～満52歳

■「指定代理請求特約」(代理人による請求)について

被保険者が受取人となる保険金などについて、被保険者が請求できない特別な事情がある場合、あらかじめ指定された方(指定代理請求人)が被保険者に代わって請求できます(法人契約で受取人が法人の場合を除きます)。

▶▶詳しくは [しおり](#)「指定代理請求特約」について をご確認ください。

■「責任開始期に関する特約」について

「責任開始期に関する特約」を付加した場合、第1回保険料の払込みを責任開始の要件とせずに、当社の定める日から保障を開始します。

▶▶保障の開始について、詳しくは [注意喚起情報 P.24](#) をご確認ください。

付加できる特約

「WAYS(ウェイズ)」の保険料払込期間によって、付加できる特約・契約年齢が異なります。

正式名称	保険期間	保険料払込期間	契約年齢
定期特約	10年満期(*)	10年	満3歳～満60歳
	60歳満期	60歳まで	満3歳～満55歳
	65歳満期	65歳まで	満3歳～満60歳
	70歳満期	70歳まで	満3歳～満65歳
傷害特約	10年満期(*)	10年	満3歳～満60歳
	60歳満期	60歳まで	満3歳～満55歳
	65歳満期	65歳まで	満3歳～満60歳
	70歳満期	70歳まで	満3歳～満65歳
災害死亡割増特約	10年満期(*)	10年	満3歳～満60歳
	60歳満期	60歳まで	満3歳～満55歳
	65歳満期	65歳まで	満3歳～満60歳
	70歳満期	70歳まで	満3歳～満65歳

(*)自動更新により、所定の年齢まで保障されます。

▶▶特約の更新について、詳しくは [10 特約の更新について P.19](#) をご確認ください。

■「ノンスモーカー割引特約」について

被保険者の喫煙状況が所定の基準に該当している場合に、「ノンスモーカー割引特約」(非喫煙割引特約)を付加すると、「定期特約」の保険料は非喫煙保険料率となり、通常の保険料(標準体保険料率)より安くなります。

▶▶詳しくは [しおり](#)「ノンスモーカー割引」について をご確認ください。

●非喫煙保険料率の適用について

- 満20歳以上で過去1年間に喫煙したことのない被保険者が対象となり、告知に加えて所定の喫煙検査が必要です。
※喫煙していない場合でも受動喫煙などによって喫煙者と判断され、非喫煙保険料率が適用できない場合があります。
- 保険金額が所定の金額以上であることが必要です。
- 喫煙状況について、故意または重大な過失によって、事実と違うことを告知された場合は、当社は「非喫煙割引に関する告知義務違反」として本特約を解除することがあります。この場合には、「定期特約」の保険金額の減額などを行います。

●留意事項

- 本特約を中途付加することはできません。
- 本特約のみを解約することはできません。
- 自動更新のお取扱いはありません。ただし、更新の際に告知・診査をあらためてお申し出いただき、被保険者の喫煙状況が所定の基準に該当している場合には、更新後の保険期間についても非喫煙保険料率が適用となります。

保険料については「[ご提案書](#)」などをご確認ください。

■「リビング・ニーズ特約」について

被保険者の余命が6か月以内と判断されるときにリビング・ニーズ保険金をお支払いします。

▶▶詳しくは [しおり](#)「リビング・ニーズ特約」について をご確認ください。

🔄補足

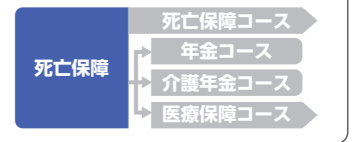
- 特約のみのお申込みはできません。
- 「WAYS(ウェイズ)」の保険料払込期間が「年満期払済」の場合、特約は付加できません(「指定代理請求特約」「リビング・ニーズ特約」を除きます)。
- 「WAYS(ウェイズ)」の保険料払込期間によって、付加できる特約の保険期間が異なります。また、特約の保険期間によっては特約を中途付加できない場合があります。詳細は当社または募集代理店までお問い合わせください。

03 保険金・給付金などのお支払い

▶▶参照 **しおり** [WAYS]について

具体的な支払額については「パンフレット」「ご提案書」などをご確認ください。「契約概要」に記載の支払事由や制限の例などは、概要や代表事例を示しています。支払事由などについては、「ご契約のしおり・約款」をご確認ください。

保障移行可能年齢までの保障



保障移行可能年齢までの保障

	主契約・特約名称	保険金・給付金	支払事由	支払額	支払事由の詳細／制限の例
主契約	WAYS(ウェイズ)	死亡保険金	死亡したとき	保険金額	<ul style="list-style-type: none"> 死亡保険金と高度障害保険金の重複支払いはありません。 死亡保険金または高度障害保険金をお支払いした後、「WAYS(ウェイズ)」および付加されているすべての特約は消滅します(高度障害保険金をお支払いした場合は、高度障害状態に該当した日にさかのぼって消滅します)。
		高度障害保険金	所定の高度障害状態になったとき		
定期特約	定期特約	特約死亡保険金	特約保険期間中に死亡したとき	特約保険金額	<ul style="list-style-type: none"> 特約死亡保険金と特約高度障害保険金の重複支払いはありません。 特約高度障害保険金をお支払いした場合、「定期特約」は高度障害状態に該当した日にさかのぼって消滅します。
		特約高度障害保険金	特約保険期間中に所定の高度障害状態になったとき		
傷害特約	傷害特約	災害死亡保険金	特約保険期間中につきのいずれかに該当したとき <ul style="list-style-type: none"> 不慮の事故によって180日以内に死亡したとき 所定の感染症によって死亡したとき 	災害保険金額	<ul style="list-style-type: none"> 災害死亡保険金のお支払いに際して、同一の不慮の事故によりすでに障害給付金をお支払いしている(またはお支払いする)場合には、その障害給付金の支払額を災害保険金額から差し引いてお支払いします。 障害給付金の支払額は、災害保険金額に所定の給付割合[10%(第6級)~100%(第1級)]を乗じて得た金額となります。 ※給付割合は、身体障害状態の程度によって決まります。 障害給付金のお支払いは、特約保険期間(更新後の保険期間を含む)を通じ、給付割合を通算して100%を限度とします。
		障害給付金	特約保険期間中に、不慮の事故によって180日以内に所定の身体障害状態になったとき	災害保険金額×所定の給付割合	
災害死亡割増特約	災害死亡割増特約	災害死亡保険金	特約保険期間中につきのいずれかに該当したとき <ul style="list-style-type: none"> 不慮の事故によって180日以内に死亡したとき 所定の感染症によって死亡したとき 	災害保険金額	<ul style="list-style-type: none"> 災害死亡保険金と災害高度障害保険金の重複支払いはありません。 災害高度障害保険金をお支払いした場合、「災害死亡割増特約」は高度障害状態に該当した日にさかのぼって消滅します。
		災害高度障害保険金	特約保険期間中につきのいずれかに該当したとき <ul style="list-style-type: none"> 不慮の事故によって180日以内に所定の高度障害状態になったとき 所定の感染症によって所定の高度障害状態になったとき 		
リビング・ニーズ特約	リビング・ニーズ特約	リビング・ニーズ保険金	余命が6か月以内と判断されるとき	指定保険金額 を基準として計算した金額	<ul style="list-style-type: none"> 「定期特約」については特約保険期間満了前1年以内は、リビング・ニーズ保険金の請求・受取りができません(「定期特約」が更新される場合を除きます)。 「WAYS(ウェイズ)」の死亡保険金の全部をリビング・ニーズ保険金としてお支払いした場合、「WAYS(ウェイズ)」はリビング・ニーズ保険金の請求日にさかのぼって消滅します。 ※死亡保険金と高度障害保険金は支払いません。 「定期特約」の特約死亡保険金の全部をリビング・ニーズ保険金としてお支払いした場合、「定期特約」はリビング・ニーズ保険金の請求日にさかのぼって消滅します。 ※特約死亡保険金と特約高度障害保険金は支払いません。

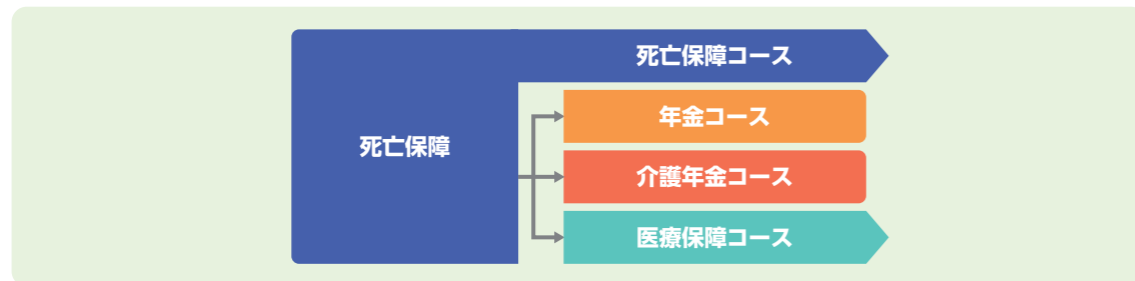
用語

- 「指定保険金額」とは
 - 「WAYS(ウェイズ)」の保険金額および「定期特約」の特約保険金額のうち、被保険者が指定する保険金額
 - 支払額は、指定保険金額 から 保険金請求日から6か月間の指定保険金額に対応する利息・保険料相当額 を差し引いた金額

04 保障の変更(移行)について

▶▶ 参照 [しおり](#) 「WAYS」について

- 「WAYS(ウェイズ)」は保障を変更する年齢(保障移行可能年齢)以降、「死亡・高度障害」の保障を「年金コース」「介護年金コース」「医療保障コース」のいずれかに変更できます。「死亡・高度障害」の保障をそのまま継続することも可能です。
- 各コースへの変更(移行)は、特約(年金支払移行特約・公的介護保険制度連動年金支払移行特約・医療保障移行特約(2009))を締結することで、保障が開始(保障移行)します。コースによって変更後の保障を選択する時期や保障の開始時期が異なるため、詳しくは「ご契約のしおり・約款」および保障移行可能年齢以降の保障をお選びいただく際に当社からお送りする保障の変更(移行)の案内書類を必ずご確認ください。保障を変更する場合は、被保険者の同意のうえ、契約者からお申し出ください。



変更(移行)時期

- 保障を変更する年齢(保障移行可能年齢)は、契約時に「60歳」「65歳」「70歳」からお選びいただけます。
- 各コースの保障選択時期や特約締結日、保障開始日(保障移行日)は下記のとおりです。各コースへの変更は、保障選択時期にご案内する書類に記載の期限内にお申し出ください。▶▶ 詳しくは [しおり](#) 「医療保障」・「介護年金支払」・「年金支払」への移行について をご確認ください。

	保障移行可能年齢	保障選択時期(保障移行可能年齢-2歳)	特約締結日	保障開始日(保障移行日)
年金コース	60歳・65歳・70歳	保障移行可能年齢以降いつでも選択可能(1回限り)	コース選択後の年単位の契約応当日	
介護年金コース	60歳	58歳	60歳の年単位の契約応当日	60歳の年単位の契約応当日
	65歳	63歳	65歳の年単位の契約応当日	65歳の年単位の契約応当日
	70歳	68歳	70歳の年単位の契約応当日	70歳の年単位の契約応当日
医療保障コース	60歳	58歳	58歳の年単位の契約応当日	60歳の年単位の契約応当日
	65歳	63歳	63歳の年単位の契約応当日	65歳の年単位の契約応当日
	70歳	68歳	68歳の年単位の契約応当日	70歳の年単位の契約応当日

補足

- 各コースへの変更は1回限りとなります。また変更後、異なるコースへの変更はできません(「医療保障コース」などに含まれる死亡保障を除く)。
- 「年金コース」「介護年金コース」に変更した場合、解約および年金額の減額はできません。
- **当社所定の条件を満たした場合、同時に複数のコースを選択できます。**詳しくは、当社または募集代理店までお問い合わせください。

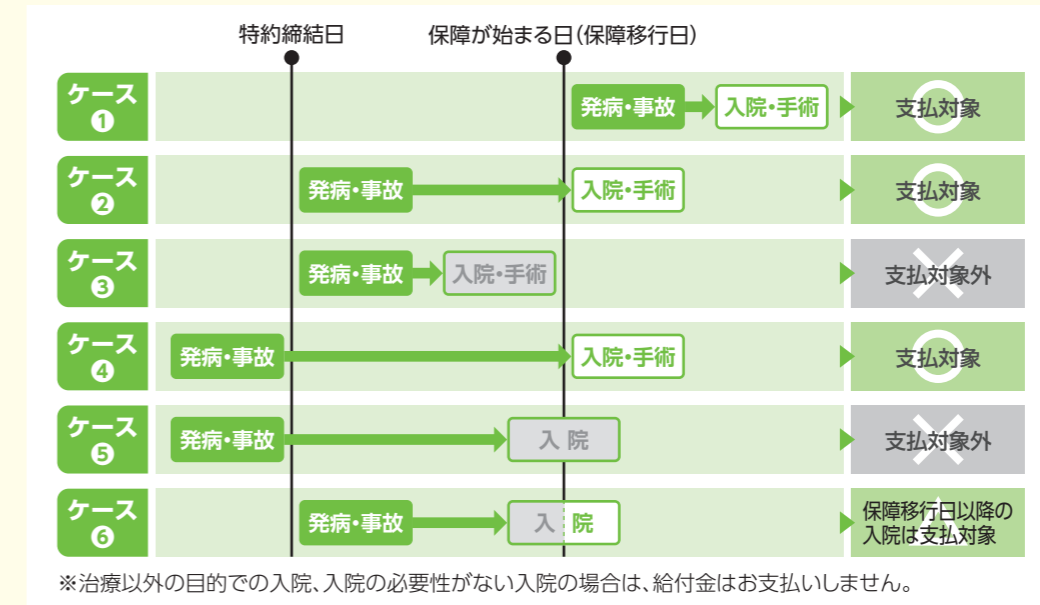
変更(移行)について

- 変更後の保険契約には、特約締結日現在の約款を適用します。
- **変更後の保障内容・金額などは、特約締結日時点の特約条項・基礎率などにより計算するため、今後変更となる場合があります(保険のご契約時点で定まるものではありません)。**
- 特約締結日における死亡保険金額が所定の金額を下回る場合などには、ご希望の保障への移行を取り扱えない場合があります。
- 「介護年金コース」は、お客様にお受け取りいただける介護年金のもととなる金額(年金の原資)が、「死亡保障コース」を継続した場合の解約払戻金を下回る場合には、「介護年金コース」への変更は取り扱いません。
- 変更後の保障内容は、保険金額・性別・保障移行可能年齢・保険料払込期間・ご契約時の年齢などにより異なります。
- ▶▶ 詳しくは [しおり](#) 「医療保障」・「介護年金支払」・「年金支払」への移行について をご確認ください。



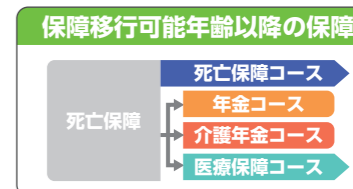
医療保障コースに変更した場合、保障移行日より前に開始した入院・手術など、給付金をお支払いできない場合があります。

医療保障コースに変更した場合、つぎのケース③⑤など、保障が始まる日(保障移行日)より前に開始した入院・手術などの場合は給付金をお支払いできません。ただし、つぎのケース⑥の「保障移行日以降の入院」についてはお支払いの対象となります。



次ページへ続く▶

具体的な支払額については「ご提案書」などをご確認ください。「契約概要」に記載の支払事由や制限の例などは、概要や代表事例を示しています。支払事由などについて詳しくは、「ご契約のしおり・約款」をご確認ください。

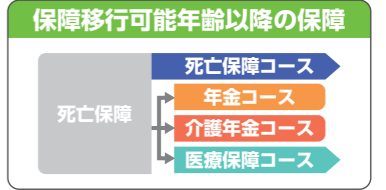


保障移行可能年齢以降の各コースの保障

	給付金など	支払事由	支払額	支払限度	支払事由の詳細／制限の例
死亡保障コース	「死亡・高度障害保障」をそのまま継続します。 ▶▶ 死亡保険金・高度障害保険金のお支払いについて、詳しくは 03 保険金・給付金などのお支払い [P.06~07] をご確認ください。				保障移行可能年齢の誕生日以降に到来する最初の年単位の契約応当日以降に高度障害状態に該当し、高度障害保険金をお支払いした場合でも、すでに「年金コース」「介護年金コース」「医療保障コース」へ変更（移行）している保障は消滅しません。
年金コース (年金支払移行特約)	年金	被保険者が、年金支払期間中に生存しているとき	基本年金額(年額)	年金支払期間中、毎年1回	<ul style="list-style-type: none"> 年金受取人は、契約者または被保険者のいずれかになります。 年金受取人は、未払いの年金(現価)を年金支払期間中いつでも一括で請求できます。 年金支払期間中に被保険者が死亡した場合、未払いの年金(現価)を一括でお支払いします。
介護年金コース (公的介護保険制度連動年金支払移行特約)	公的介護保険制度連動年金	被保険者が、初めて公的介護保険の要介護認定または要支援認定を受けたとき	基準年金額(年額)	年金支払期間中、毎年1回	<ul style="list-style-type: none"> 介護年金受取人は、契約者または被保険者のいずれかになります。 介護年金受取人は、未払いの年金(現価)を年金支払期間中いつでも一括で請求できます。 公的介護保険の認定を受けなかった場合、または認定を受けることなく死亡した場合、当社所定の利率、経過年数に応じた払戻金をお支払いします(介護年金としてお支払いする額よりも少ない金額になります)。
				支払対象外	特約締結日前日までに、被保険者について公的介護保険の要介護認定または要支援認定の申請が行われたことがある場合

▶ 次ページへ続く

具体的な支払額については「パンフレット」「ご提案書」などをご確認ください。「契約概要」に記載の支払事由や制限の例などは、概要や代表事例を示しています。支払事由などについて詳しくは、「ご契約のしおり・約款」をご確認ください。



保障移行可能年齢以降の各コースの保障

給付金など	支払事由	支払額	支払限度	支払事由の詳細/制限の例
疾病入院給付金 災害入院給付金	病気・ケガの治療を目的として入院したとき	1日につき入院給付金日額	<ul style="list-style-type: none"> 病気・ケガそれぞれ1回の入院【用語】につき、最高60日まで 病気・ケガそれぞれ通算1,095日まで 	〇 支払対象 帝王切開や多胎分娩(双子など)など、異常分娩のための入院
				✕ 支払対象外 <ul style="list-style-type: none"> 正常分娩のための入院 健康診断・人間ドックなどの健康管理や検査を目的とする入院 介護を目的とする介護療養型医療施設への入院
手術給付金	①入院中に手術を受けたとき(③を除く)	1回につき入院給付金日額×10	<ul style="list-style-type: none"> 支払回数は無制限 一連の手術【用語】については14日間に1回 	〇 支払対象 公的医療保険制度における医科診療報酬点数表に、手術料の算定対象として列挙されている手術
	②外来による手術を受けたとき(③を除く)	1回につき入院給付金日額×5		✕ 支払対象外 <ul style="list-style-type: none"> 下記「重大手術」に該当する手術 傷の処置(創傷処理、デブリードマン) 切開術(皮膚、鼓膜) 骨・関節の非観血的整復術、非観血的整復固定術および非観血的授動術 拔牙 異物除去(外耳、鼻腔内) 鼻焼灼術(鼻粘膜、下鼻甲介粘膜) 魚の目・タコ手術(鶏眼・胼胝切除術) 先進医療に該当する場合
	③所定の重大手術を受けたとき	1回につき入院給付金日額×40		支払回数は無制限
放射線治療給付金	新生物の治療を目的として、所定の放射線治療を受けたとき	1回につき入院給付金日額×10	<ul style="list-style-type: none"> 支払回数は無制限 複数回受けた場合は、施術の開始日から60日に1回 	〇 支払対象 公的医療保険制度における医科診療報酬点数表に、放射線治療料の算定対象として列挙されている放射線治療(電磁波温熱療法を含む) 体外照射・組織内照射・腔内照射による放射線治療 ✕ 支払対象外 <ul style="list-style-type: none"> 血液照射、放射線薬剤の内服、坐薬、点滴注射などによる投与 先進医療に該当する場合
先進医療一時金	病気・ケガで所定の先進医療を受けたとき ▶▶ 先進医療については【その他重要事項 P.32】をご確認ください。	1回につき入院給付金日額×10	1年間に5回	✕ 支払対象外 <ul style="list-style-type: none"> 医療技術を受けた時点で先進医療に該当していない場合 歯(牙)、歯肉、歯槽骨の疾患(悪性新生物は除く)またはこれらの傷害に関するもの、および歯(牙)欠損を直接の原因とする療養
健康祝金(*2)	つぎのすべてに該当したとき ・5年ごとの期間が満了したときに生存しているとき ・5年ごとの期間中に継続10日以上以上の入院に対する疾病・災害入院給付金の支払いがなかったとき	1回につき入院給付金日額×20	2回	<ul style="list-style-type: none"> 健康祝金の受取人は、契約者となります。 健康祝金は所定の利率(*3)による利息をつけて自動的に据え置きます。据え置いた健康祝金は、契約者からの請求によりお支払いします。(*3)詳しくは、当社ホームページの「積立利率等・約款貸付の利率のお知らせ」に記載していますのでご確認ください。 ✕ 支払対象外 5年ごとの期間が満了する日を含む入院が、継続10日以上あった場合(5年ごとの期間中に継続10日の疾病・災害入院給付金の支払いがあったとみなします)

(*1) 被保険者が死亡した場合、契約者に入院給付金日額の30倍と同額の払戻金をお支払いします。

(*2) 健康祝金について
保障移行可能年齢ごとの「5年ごとの期間」や「支払時期」は下記のとおりです。

保障移行可能年齢	5年ごとの期間	支払時期
60歳	60~65歳、65~70歳	65歳時、70歳時
65歳	65~70歳、70~75歳	70歳時、75歳時
70歳	70~75歳、75~80歳	75歳時、80歳時

【用語】

●「1回の入院」とは

つぎの場合は1回の入院とみなし、支払限度(60日)を適用
 ・疾病入院給付金
 同一または関連性の高い原因により2回以上入院した場合で、退院日の翌日からその日を含めて180日以内に再度入院した場合
 ・災害入院給付金
 同一の原因により2回以上入院した場合で、事故の日からその日を含めて180日以内に再度入院した場合

●「一連の手術」とは

つぎの①②の両方に該当する手術のこと
 (例: 下肢静脈瘤手術(硬化療法)、網膜光凝固術など)
 ① 同一の手術を複数回受けた場合
 ② ①の手術が医科診療報酬点数表において一連の治療過程に連続して受けた場合でも手術料が1回のみ算定されるものとして定められている場合

05 契約者配当金・解約払戻金

契約者配当金・解約払戻金のお支払いについては、下記のとおりです。

▶▶解約払戻金について、詳しくは [しおり 解約と解約払戻金について](#) をご確認ください。

契約者配当金	[WAYS(ウェイズ)]および特約には、 契約者配当金がありません。								
解約払戻金	<p>保障移行可能年齢まで</p> <ul style="list-style-type: none"> ●[WAYS(ウェイズ)]「定期特約」 <ul style="list-style-type: none"> ・契約年齢・性別・経過年数などによって、当社所定の解約払戻金をお支払いします。 なお、[WAYS(ウェイズ)]は、保険料払込期間中に解約した場合、当社規定により計算した解約払戻金に70%(累計払込保険料に対する割合ではありません)を乗じた金額をお支払いします。 ・ご契約後短期間で解約した場合や保険期間によっては、解約払戻金はないか、あってもごくわずかです。また、保険料払込期間中の解約払戻金額は、多くの場合、累計払込保険料を下回ります。 ※保険期間が10年の「定期特約」は、解約払戻金はまったくないか、あってもごくわずかです。 ●[「傷害特約」][「災害死亡割増特約」] 解約払戻金はありません。 								
	<p>保障移行可能年齢以降</p>								
	<table border="1"> <tr> <td>死亡保障コース</td> <td>継続した死亡保険金額の経過年数に応じた解約払戻金をお支払いします。</td> </tr> <tr> <td>年金コース</td> <td>解約の取扱いはありません。</td> </tr> <tr> <td>介護年金コース</td> <td>解約の取扱いはありません。</td> </tr> <tr> <td>医療保障コース</td> <td>入院給付金日額の30倍の金額と、変更後に残る死亡保険金額の経過年数に応じた解約払戻金をお支払いします。</td> </tr> </table>	死亡保障コース	継続した死亡保険金額の経過年数に応じた解約払戻金をお支払いします。	年金コース	解約の取扱いはありません。	介護年金コース	解約の取扱いはありません。	医療保障コース	入院給付金日額の30倍の金額と、変更後に残る死亡保険金額の経過年数に応じた解約払戻金をお支払いします。
	死亡保障コース	継続した死亡保険金額の経過年数に応じた解約払戻金をお支払いします。							
	年金コース	解約の取扱いはありません。							
介護年金コース	解約の取扱いはありません。								
医療保障コース	入院給付金日額の30倍の金額と、変更後に残る死亡保険金額の経過年数に応じた解約払戻金をお支払いします。								
ご契約内容やご契約の経過年数などによっては、解約払戻金が累計払込保険料を下回る場合があります。									

保険料

06 保険料の払込方法

- 保険料は被保険者の性別および契約日における満年齢(1年未満は切捨)によって決まります。
- 具体的な保険料についてはパンフレット「保険料表」、「ご提案書」などをご確認ください。
- ▶▶保険料払込期間について、詳しくは [02 契約内容\(保険期間、保険料払込期間など\) P.04~05](#) をご確認ください。

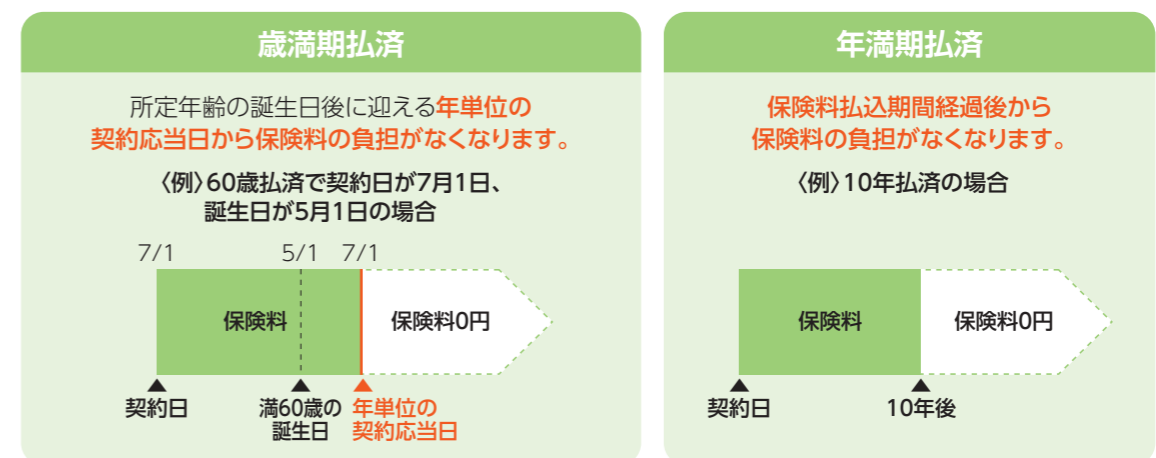
払込方法

保険料の払込方法には、「月払」「半年払」「年払」があります。

※保険料の**払込経路** [用語](#) によっては払込方法が限定される場合があります。

主契約の保険料払込み

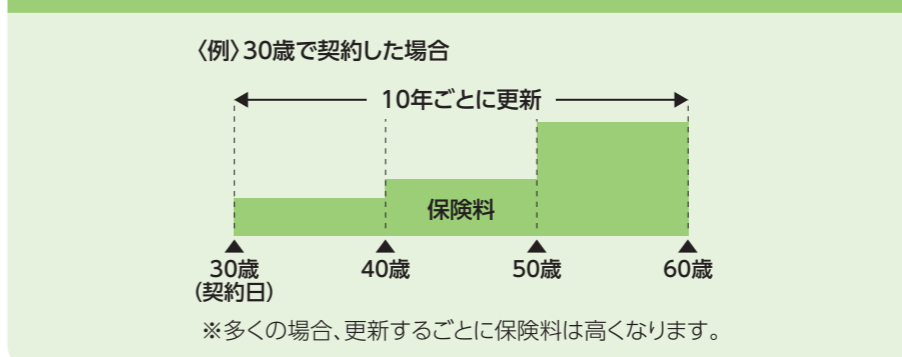
[WAYS(ウェイズ)]の保険料払込期間には、「**歳満期払済**」「**年満期払済**」があります。



更新あり 保険期間が定期で、更新がある特約の保険料払込み

- 更新がある特約の更新後の保険料は、更新日現在の被保険者の満年齢、保険料率によって決まります。
- 更新後の保険料は、更新日から更新後の保険期間満了日までお払込みいただけます。
- 同一の保障内容で更新する場合であっても、更新後の特約の保険料は更新前より高くなる場合があります。

更新がある特約の保険料イメージ(「定期特約(10年満期)」の場合)



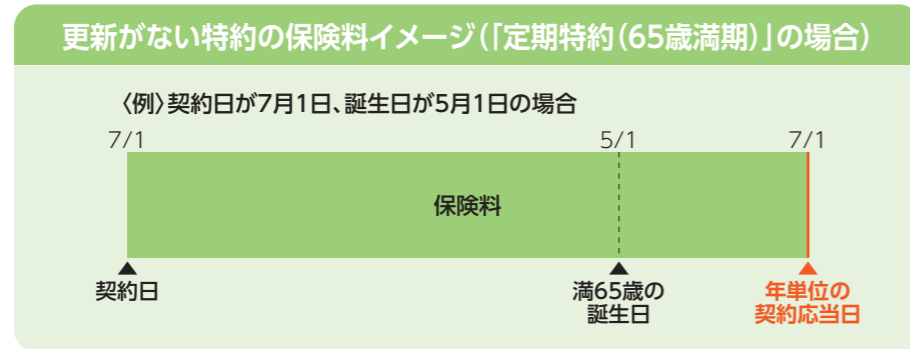
[次ページへ続く](#)

用語

- 「**払込経路**」とは
 保険料を払い込む方法(経路)のことで、「個別取扱(口座振替など)」「団体取扱(給与控除または集金代行)」などがある

更新なし 保険期間が定期で、更新がない特約の保険料払込み

- 定額の保険料を一定の期間までお払いいただきます。
- 保険料は、保険期間満了年齢の誕生日後に迎える**年単位の契約応当日の前日**までの分をお払いいただきます。



補足

- 保険料振替日は、月払が毎月27日、半年払・年払が半年・年ごとの27日となります。
※27日が金融機関休業日の場合は、翌営業日となります。
- お払いいただく保険料が200万円を超える場合は、直接当社にお払いいただきます。保険料払込方法について詳しくは、当社または募集代理店までお問い合わせください。

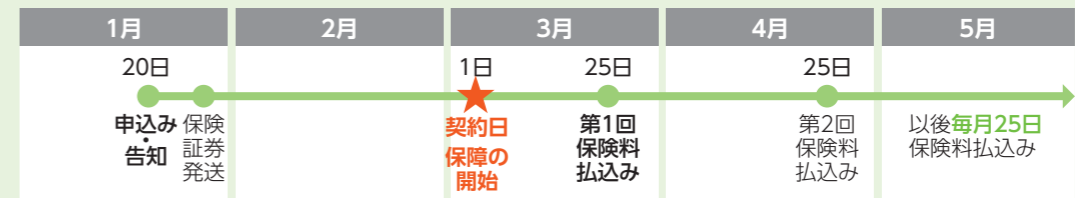
団体取扱(月払)

- 給与控除の場合、保険料は毎月給与よりお払いいただきます。
- 集金代行の場合、保険料は団体の集金事務委託会社の請求に基づき、契約者の指定口座から自動振替によりお払いいただきます。

★**契約日**：第1回保険料払込日の属する月の1日(この日の満年齢で保険料が決まります)

★**保障の開始**：第1回保険料払込日の属する月の1日

〈例〉保険料払込日が25日の場合



補足

団体を退職(脱退)した場合は、個別取扱に変更して契約をご継続いただけます(保険料は個別料率に変わります)。

「責任開始期に関する特約」を付加しない場合

個別取扱(月払)

1 第1回目の保険料から口座振替の場合

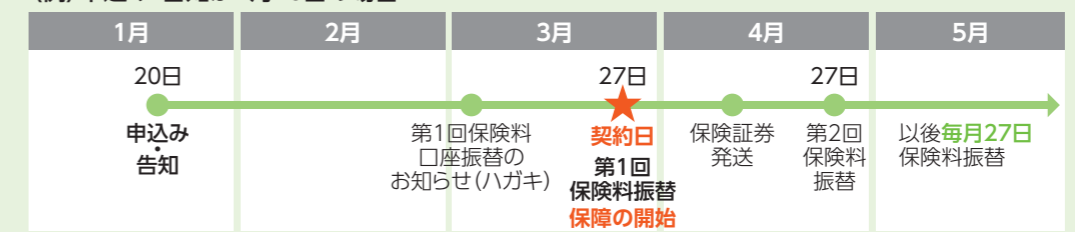
★**契約日**(※2)：申込み・告知と第1回保険料振替がともに完了した日(この日の満年齢で保険料が決まります)

★**保障の開始**(※3)：申込み・告知および第1回保険料振替がともに完了した時

(※2)第1回保険料をクレジットカードでお支払いになる場合、契約日は「申込み・告知およびクレジットカードの有効性の確認がともに完了した日の属する月の翌月1日」となります(この日の満年齢で保険料が決まります)。

(※3)第1回保険料をクレジットカードでお支払いになる場合、保障の開始は「申込み・告知およびクレジットカードの有効性の確認がともに完了した時」となります。

〈例〉申込み・告知が1月20日の場合



2 第1回目の保険料は払込み、以後の保険料は口座振替の場合

★**契約日**：申込み・告知と第1回保険料払込みがともに完了した日の属する月の翌月1日(この日の満年齢で保険料が決まります)

★**保障の開始**：申込み・告知および第1回保険料払込みがともに完了した時

〈例〉申込み・告知と第1回保険料払込みが1月20日の場合



07 保険料払込みの流れ

▶▶ 参照 [しおり](#) 保険料のお払込について

お申込みから保険料払込みの流れは、払込経路(「個別取扱」「団体取扱」など)により異なります。

「責任開始期に関する特約」を付加した場合

この特約は団体によっては取扱いをしていない場合があります。

詳細は当社または募集代理店にお問い合わせください。

個別取扱(月払)

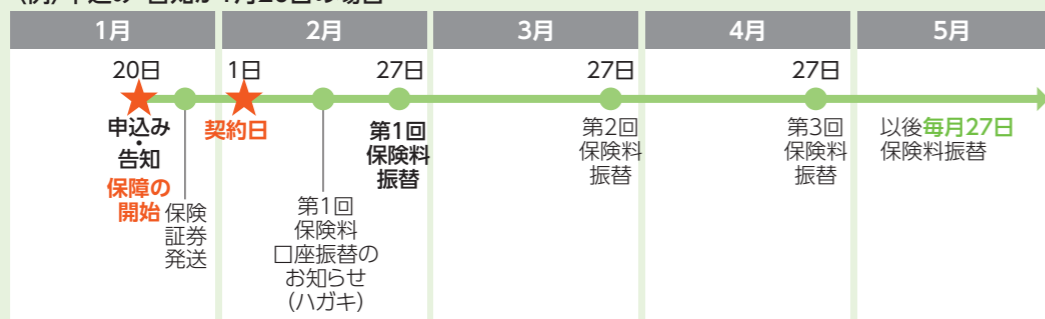
★**契約日**：申込みおよび告知がともに完了した日(※1)の属する月の翌月1日(この日の満年齢で保険料が決まります)

★**保障の開始**：申込みおよび告知がともに完了した時(※1)

(※1)申込みの完了とは、当社が申込書を受領したことをいいます。
電子申込みの場合は、「申込書の作成を完了し、申込データを保存した時」を指します。

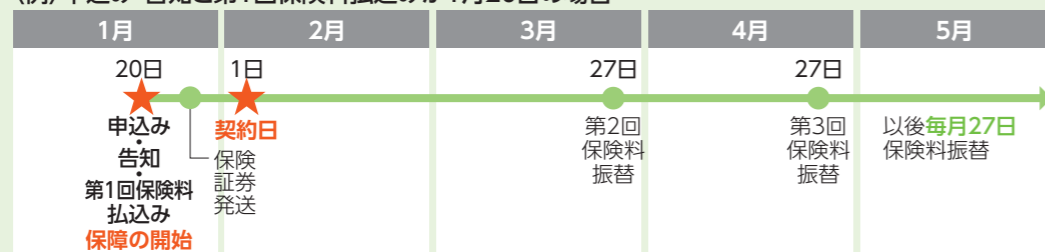
1 第1回目の保険料から口座振替の場合

〈例〉申込み・告知が1月20日の場合



2 第1回目の保険料は払込み、以後の保険料は口座振替の場合

〈例〉申込み・告知と第1回保険料払込みが1月20日の場合



▶ 前ページからの続き

➔ 補足

- 保険料振替日は、月払が毎月27日、半年払・年払が半年・年ごとの27日となります。
※27日が金融機関休業日の場合は、翌営業日となります。
- お申込みいただく保険料が200万円を超える場合は、直接当社にお振込みいただきます。保険料払込方法について詳しくは、当社または募集代理店までお問い合わせください。

団体取扱(月払)

- 給与控除の場合、保険料は毎月給与よりお申込みいただきます。
- 集金代行の場合、保険料は団体の集金事務委託会社の請求に基づき、契約者の指定口座から自動振替によりお申込みいただきます。

★ **契約日**：申込み・告知と第1回保険料払込みがともに完了した日の属する月の翌月1日(この日の満年齢で保険料が決まります)

★ **保障の開始**：申込み・告知および第1回保険料払込みがともに完了した時



➔ 補足

団体を退職(脱退)した場合は、個別取扱に変更して契約をご継続いただけます(保険料は個別料率に変わります)。

08 保険料に関する留意事項

累計払込保険料について

ご契約内容やご契約の経過年数などによっては、保険金額や解約払戻金が累計払込保険料を下回る場合がありますのでご注意ください。

保険料払込免除

当社所定の身体障害状態に該当した場合、以後の保険料払込みが免除となります。

▶▶ 詳しくは [しおり](#) 「終身保険(低解約払戻金型)」のお支払について をご確認ください。

保険料の前納

一定期間の保険料をまとめてお申込みいただく前納制度があります。

▶▶ 詳しくは [しおり](#) 保険料の前納 をご確認ください。

保険料の高額割引制度

「WAYS(ウェイズ)」の場合

保険金額500万円から、保険料の高額割引制度が適用されます。

「定期特約」の場合

保険金額1,500万円から、保険料の高額割引制度が適用されます。

保険料については「[ご提案書](#)」などをご確認ください。

ご契約のお引受け

09 お引受けの条件

- 契約者と被保険者との続柄は、**本人・配偶者または2親等内の親族**となります(法人契約は除きます)。
- 被保険者の**健康状態や仕事の内容**などによっては、お申込みをお引受けできない場合やご希望の契約内容ではお引受けできない場合があります。
- 現在入院中の方、入院・手術を**すすめられている方**はお申込みいただけません。
- お引受けにあたっては、当社所定の制限を定めています。詳しくは、裏面に記載の**アフラックコールセンター**または募集代理店にお問い合わせください。

ご契約の更新

10 特約の更新について

保険期間が**10年**の「定期特約」「傷害特約」「災害死亡割増特約」は、健康状態にかかわらず、自動的に更新(自動更新)されます。**更新しない場合は、特約保険期間満了日の2か月前までにご連絡ください。**

▶▶ 詳しくは [しおり](#) 特約の更新について をご確認ください。

特約名称	主契約の保険料払込期間	更新時の年齢	更新後の保険期間	備考
● 定期特約(*1)	60歳払済	満50歳以下	10年(*2)	満56歳以上の場合、更新できません。
		満51歳～満55歳	60歳満期	
● 傷害特約	65歳払済	満55歳以下	10年(*2)	満61歳以上の場合、更新できません。
		満56歳～満60歳	65歳満期	
● 災害死亡割増特約	70歳払済	満60歳以下	10年(*2)	満66歳以上の場合、更新できません。
		満61歳～満65歳	70歳満期	

(*1)「ノンスモーカー割引特約」を付加した場合、「ノンスモーカー割引特約」は自動更新されません。

(*2)更新時の年齢が下記の場合、申し出によりそれぞれ下記の保険期間に変更して更新できます。

主契約の保険料払込期間	更新時の年齢	更新後の保険期間
60歳払済	満46歳～満49歳	60歳満期
65歳払済	満51歳～満54歳	65歳満期
70歳払済	満56歳～満59歳	70歳満期

● **相談・照会・苦情について** ●

生命保険のお手続きやご契約に関する相談・照会・苦情については、当社コールセンターまでご連絡ください。なお、この商品にかかる指定紛争解決機関は(一社)生命保険協会です。

▶▶ 詳しくは [注意喚起情報 P.30](#) をご確認ください。

注意喚起情報

1

この「注意喚起情報」には、ご契約のお申込みに際して**特にご注意いただきたい事項**や**不利益となる事項**を記載しています。ご契約前に必ずお読みいただき、内容をご確認・ご了解のうえ、お申込みください。

- 03 正しく告知していただかないと、ご契約を解除することがあります。 23
- 05 保険金・給付金などをお支払いできないことがあります。 25
- 08 解約払戻金の有無は保険種類などによって異なります。 28 など

2

ご契約に際しては「**契約概要**」のほか、ご契約に関するとりきめを詳しく記載している「**ご契約のしおり・約款**」を必ずお読みください。

反社会的勢力に該当する場合

01

**反社会的勢力に該当する場合、
保険契約のお申込みはできません。**

- 契約者、被保険者または保険金等の受取人が、反社会的勢力^(*1)に該当する場合または反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係^(*2)を有している場合には、保険契約のお申込みはできません。
- 保険契約締結後に反社会的勢力^(*1)に該当することまたは反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係^(*2)を有していることが判明した場合には、約款に基づき保険契約が解除されます。

(*1) 暴力団、暴力団員(脱退後5年を経過しない者を含む)、暴力団準構成員または暴力団関係企業その他の反社会的勢力をいいます。

(*2) 反社会的勢力に対する資金等の提供もしくは便宜の供与、反社会的勢力の不当な利用を行うこと等をいいます。また、契約者もしくは保険金等の受取人が法人の場合は、反社会的勢力による企業経営の支配もしくは経営への実質的な関与があることもいいます。

もくじ

ご契約に際して

- 01 反社会的勢力に該当する場合 21
- 02 お申込みの撤回または解除 22
- 03 告知義務 23
- 04 保障の開始 24

給付金・保険金、保険料など

- 05 お支払いできない場合 25
- 06 保険金・給付金などのご請求 26
- 07 ご契約の無効および失効・復活 27

ご契約の解約・乗換え・見直し


- 08 解約と解約払戻金 28
- 09 新たな保険契約への乗換えや
ご契約の見直し 28

その他留意事項

- 10 保険会社の業務または財産の
状況が変化した場合 29
- 11 相談・照会・苦情の窓口 30

02

所定の期間内であれば、お申込みの撤回または解除ができます。

●お申込者またはご契約者は、つぎのいずれかの日からその日を含めて**8日以内**(郵便の場合、**8日以内の消印有効**)であれば、ご契約のお申込みの**撤回**  またはご契約の解除(以下「お申込みの撤回等」といいます)をすることができます。(クーリング・オフ制度)

①「責任開始期に関する特約」を付加した場合

ご契約の申込日または告知日のいずれか遅い日
(第1回保険料を勤務先などの団体を通じてお申込みいただく場合は、第1回保険料の払込日の属する月の1日)

②「責任開始期に関する特約」を付加しない場合

ご契約の申込日または第1回保険料(第1回保険料相当額を含みます)のお払込みの日のいずれか遅い日
(第1回保険料をクレジットカードでお支払いになる場合は、ご契約の申込日またはクレジットカードの有効性を確認した日のいずれか遅い日)

●お申込みの撤回等をした場合には、お払込みいただいた金額をお返しします。

【お申込みの撤回等の方法】

上記の期間内に当社オフィシャルホームページから撤回等のお申し出を送信していただくか、または当社宛てに郵便により文書を送付してください。

●当社オフィシャルホームページよりお申込みの撤回等をする場合

以下のURLにアクセスし、必要項目を入力の上、送信してください。

アフラックホームページ <https://www.aflac.co.jp/form/mail/index.php>

スマホはこちらから



●郵便によりお申込みの撤回等をする場合

※ハガキなどの書面に下記の〈記入項目〉を漏れなく記載してください。書式は自由です。

〈記入項目〉

- | | |
|----------------------|------------------------|
| ① 記入日 | ⑤ 契約者の住所・電話番号 |
| ② 撤回等の理由および撤回等をしたい意思 | ⑥ 被保険者名 |
| ③ 契約者の自署・フリガナ | ⑦ 保険種類(特約中途付加の場合は特約種類) |
| ④ 契約者の生年月日 | ⑧ 証券番号(不明の場合は未記入でも可) |

※契約者が未成年の場合は、上記に加え、親権者の署名が必要です。

〈郵送先〉

〒182-8008 日本郵便株式会社 調布郵便局 私書箱第50号
アフラック 契約部 撤回担当行



つぎの場合には、お申込みの撤回等ができません。

- 当社が指定した医師の診査を受けた場合
- すでに契約したご契約の内容を変更する場合

用語

- 「撤回」とは
ご契約のお申込み後に、申込者をご契約のお申込みを取り下げること

03

正しく告知していただかないと、ご契約を解除することがあります。

- 被保険者(保障の対象となる方)には、健康状態・職業などについて、もれなく正しい内容を告知していただく義務があります(これを「告知義務」といいます)。
- ご契約に際しては、被保険者の健康状態・職業など「告知書」上で当社がおたずねすることからについて、**被保険者自身がありのままを記入(告知)してください。**
- 医師の診査を受けて契約される場合、医師が口頭で告知を求めることがあります。その場合もありのままを伝えて(告知して)ください。
- 生命保険募集人・募集代理店には告知受領権がありませんので、**口頭でお話しされても告知したことにはなりません。**

補足

- 告知の内容が不十分であった場合には、**再度告知をお願いすることがあります。**
- 当社の社員または当社で委託した担当者が、「ご契約のお申込後」または「保険金・給付金などのご請求」や「保険料払込免除のご請求」の際に、**お申込みの内容やご請求の内容などについて確認する場合があります。**

既往症や通院歴などがある場合

当社では、被保険者の健康状態などに応じて、つぎのいずれかの対応を行います。

- 申込内容のとおりにお引受け
- 一部特約のみをお断り
- お申込みをお断り


※傷病歴などがある場合でも、告知された内容によっては、当社の他の保険商品にお申込みいただける場合があります。また、健康状態にかかわらず告知なしでお申込みいただける「アフラックの終身保険どなたでも」(契約年齢:満40歳~満80歳)もあります。



「告知義務違反」がある場合、ご契約を解除することがあります。

「告知義務違反」として保険契約を解除することがあるケース

- 故意または重大な過失によって、事実を告知されなかったり、事実と違うことを告知された場合で、責任開始日から2年以内のとき
- 責任開始日から2年を経過していても、保険金・給付金などの支払事由が2年以内に生じていた場合

上記の場合、保険金・給付金などの支払事由が生じていても、原則としてお支払いできません。また、保険料のお払込みを免除する事由が生じていても、原則としてお払込みを免除することはできません。なお、**解除**  の際に払戻金があれば契約者にお支払いします。

上記以外にも、告知義務違反の内容が特に重大な場合には、「告知義務違反」による解除に関する所定の期間(2年以内)に関係なく、詐欺行為による取消しなどにより、保険金・給付金などをお支払いできない場合があります。この場合、すでに払い込まれた保険料は返金しません。

用語

- 「解除」とは
保険期間の途中でご契約を消滅させること

保障の開始

04

申込日が保障の開始ではありません。

ご契約上の保障を開始する時期(日)を「責任開始期(日)」といいます。
当社がご契約をお引受けした場合の「責任開始期(日)」は、つぎのとおりです。

1.「責任開始期に関する特約」を付加した場合

個別取扱

責任開始期：申込みおよび告知がともに完了した時^(※1)

(※1) 申込みの完了とは当社が申込書を受領したことをいいます。
電子申込みの場合は、「申込書の作成を完了し、申込データを保存した時」を指します。

〈例〉



団体取扱

責任開始期(日)：第1回保険料の払込日の属する月の1日

〈例〉



2.「責任開始期に関する特約」を付加しない場合

個別取扱、団体取扱 共通

責任開始期：告知および第1回保険料の払込みがともに完了した時^(※2)

(※2) 第1回保険料をクレジットカードでお支払いになる場合は、「告知およびクレジットカードの有効性の確認がともに完了した時」となります。

〈例〉



補足

担当者(生命保険募集人)には、保険契約の締結の代理権はありません。保険契約はお客様からのお申込みに対して当社が承諾したときに有効に成立します(担当者は、お客様と当社の保険契約締結の媒介を行います)。

給付金・保険金、保険料など

お支払いできない場合

▶▶ 参照 [しおり](#) お支払いできない場合について

05

保険金・給付金などをお支払いできないことがあります。

- 責任開始期より前に発生した不慮の事故や、責任開始期より前に発病した病気を原因として高度障害状態に該当した場合など
- 告知内容が事実と相違し、告知義務違反によりご契約が解除された場合
- 保険料のお払込みがなかったため、ご契約が失効^{用語}している場合
- 保険契約に関する詐欺行為によりご契約が取消しとなった場合や、保険金・給付金などの不法取得目的によりご契約が無効になった場合
- 保険金・給付金などを詐取する目的で事故を起こしたときや、契約者、被保険者または保険金・給付金などの受取人が、暴力団関係者、その他の反社会的勢力に該当すると認められたときなど、重大事由によりご契約が解除された場合
- 免責事由に該当した場合
〈例〉保障の開始から3年以内の被保険者の自殺

上記以外にも、保険金・給付金などをお支払いできないことがあります。

▶▶ 詳しくは [契約概要 P.06~07.10~13](#)のほか、「ご契約のしおり・約款」をご確認ください。

用語


「失効」とは

保険料払込猶予期間を過ぎても保険料のお払込みがなく、ご契約の効力が失われること(保障がない状態となるため保険金などは支払われない)

06

保険金・給付金などのご請求の際は、当社または担当代理店までご連絡ください。

- 保険金・給付金などは、受取人からのご請求に応じてお支払いします。保険金・給付金などの支払事由が生じた場合だけでなく、**お支払いの可能性がと思われる場合や、ご不明な点が生じた場合などについても、すみやかに下記の当社窓口または担当代理店にご連絡ください。**

<p>インターネットの場合</p> <p>アフラックホームページ</p> <p>キーワードで検索</p> <p>アフラック 給付金 検索</p> <p>保障対象など給付金請求に関する詳しい情報を掲載しています。</p> <p>原則24時間いつでも、以下のサービスをご利用いただけます。</p> <table border="1"> <tr> <td>給付金デジタル請求サービス パソコン スマートフォン</td> <td>インターネット上で給付金請求手続きを完了できるサービスです。 ※ご利用には所定の条件がございます。</td> </tr> <tr> <td>請求書類のお取り寄せ パソコン スマートフォン</td> <td>請求書類を郵送にてお取り寄せいただけます。</td> </tr> <tr> <td>請求書類のダウンロード パソコン</td> <td>一部の請求書類をダウンロードしていただけます。</td> </tr> </table>	給付金デジタル請求サービス パソコン スマートフォン	インターネット上で給付金請求手続きを完了できるサービスです。 ※ご利用には所定の条件がございます。	請求書類のお取り寄せ パソコン スマートフォン	請求書類を郵送にてお取り寄せいただけます。	請求書類のダウンロード パソコン	一部の請求書類をダウンロードしていただけます。	<p>こちらからアクセス</p> 	<p>お電話の場合</p> <p>アフラック 保険金コンタクトセンター</p> <p>0120-555-877 <small>通話料無料</small></p> <p><24時間自動音声応答サービス 給付金のご請求手続き> 年中無休(24時間受付)</p> <p><オペレーターによる受付> 受付時間:月曜日～金曜日(祝日・年末年始を除く) 9:00～17:00</p> <p>●指定受取人ががんの告知を受けていないなどの特別な事情がある場合には、個別のご相談を承っています。</p>
給付金デジタル請求サービス パソコン スマートフォン	インターネット上で給付金請求手続きを完了できるサービスです。 ※ご利用には所定の条件がございます。							
請求書類のお取り寄せ パソコン スマートフォン	請求書類を郵送にてお取り寄せいただけます。							
請求書類のダウンロード パソコン	一部の請求書類をダウンロードしていただけます。							

- 支払事由が生じた場合、契約内容によっては、**複数の支払事由に該当することがあります。**ご不明な点がある場合はご連絡ください。
- 支払事由については **契約概要 P.06～07,10～13** のほか、「ご契約のしおり・約款」をご確認ください。
- 被保険者が受取人となる保険金などについて、被保険者が請求できない特別な事情がある場合、あらかじめ指定された方(指定代理請求人)が被保険者に代わって請求できます(法人契約で受取人が法人の場合を除きます)。
▶▶詳しくは **しおり「指定代理請求特約」**について をご確認ください。
- 指定代理請求人に対し、支払事由および代理請求できる旨をお伝えください。

補足

契約者の住所などを変更された場合は、必ずご連絡ください。お手続きに関するお知らせなど、重要なご案内ができない場合があります。

07

保険料のお払込みがない場合、ご契約が無効または失効することがあります。

ご契約の無効および失効

保険料は払込期月内にお払込みください。なお、払込期月内のお払込みがない場合でも、一定の猶予期間があります。

「責任開始期に関する特約」を付加した場合の第1回保険料について

- 第1回保険料が猶予期間内に払込まれない場合、**ご契約は無効となります。**
- 第1回保険料のお払込みがなかったため、ご契約が無効となった場合、同一の被保険者について今後新たにご契約される際、「責任開始期に関する特約」を付加いただけなくなる場合があります。(第1回保険料をお払込みいただく前に解約された場合も同様です。)

第2回以後の保険料について

- 第2回以後の保険料が猶予期間内に払込まれない場合、**ご契約は失効となります。**

▶▶詳しくは **しおり 保険料払込の猶予期間とご契約の無効および失効** をご確認ください。

自動振替貸付

- 猶予期間内にお払込みがない場合でも、保険料の振替貸付が可能なきには、**あらかじめお申し出がない限り、当社が自動的に保険料を立て替え(自動振替貸付)、ご契約を有効に継続させます。**この場合、所定の利率で利息がかかります(複利計算)。
 - 自動振替貸付を希望しない場合には、書面で当社または募集代理店へお申し出ください。
- ▶▶詳しくは **しおり 保険料のお払込が困難な場合** をご確認ください。

ご契約の復活

失効したご契約でも、失効した日から3年以内であれば、**ご契約の復活を請求できます。**この場合、あらかじめ告知をしていただき、必要な保険料のお払込みを行っていただきます(保険契約の内容によっては、当社が指定した医師の診査や健康診断書などの書類の提出が必要な場合があります)。ただし、解約払戻金を請求した場合や、健康状態などによってはご契約の復活はできません。

- 復活を承諾した契約の「復活日」は、未払込保険料の払込みもしくは告知(保険契約によっては診査)のいずれか遅い日となり、「復活日」から保障が再開します。
- 「責任開始期に関する特約」を付加した場合で、第1回保険料のお払込みがなかったためにご契約が無効となったときは、ご契約の復活のお取扱いはありません。

解約と解約払戻金

▶▶参照 **しおり** ご契約後について

08 解約払戻金の有無は保険種類などによって異なります。

- 解約すると多くの場合、解約払戻金はまったくないか、あっても払込保険料の合計額に比べて少ない金額になります。
 - 保険種類などによって解約払戻金があるタイプや、ないタイプ、削減タイプがあります。
 - 解約払戻金額は、保険種類・契約年齢・性別・経過年数・市場金利などによっても異なりますが、とくにご契約後、短期間で解約されたときの解約払戻金はまったくないか、あってもごくわずかです。
- ▶▶詳しくは **しおり** 解約と解約払戻金について をご確認ください。

新たな保険契約への乗換えやご契約の見直し

09 乗換えや見直しは、契約者にとって不利益となることがあります。

「新たな保険契約への乗換え」により不利益となること

現在ご契約の保険契約を解約、減額することを前提に、新たな保険契約のお申込みをご検討されている場合は、一般的につぎの点について、ご契約者にとって不利益となりますのでご注意ください。

- 多くの場合、解約払戻金は払込保険料の合計額に比べて少ない金額になります。特に、ご契約の後、短期間で解約された場合の解約払戻金はまったくないか、あってもごくわずかです。
 - 一定期間のご契約の継続を条件に発生する**配当の請求権などを失う場合があります。**
 - 新たな保険契約の責任開始日を起算日として、「告知義務違反」による解除の規定が適用されます。また、詐欺によるご契約の取消しの規定などについても、新たな保険契約の締結に際しての**詐欺行為などが適用の対象となります。**
- ▶▶詳しくは **03 告知義務** (P.23) をご確認ください。
- 契約内容の見直し方法には、特約の中途付加、追加契約などがあります。利用する方法によって**取扱条件が異なり、ご利用いただけない場合があります。**



健康状態によってはお引受けできません。

新たな保険契約への乗換えやご契約の見直しをされる場合、改めて告知(または診査)が必要になります。健康状態などによってはお引受けできない場合があります。

保険会社の業務または財産の状況が変化した場合

▶▶参照 **しおり** その他生命保険に関するお知らせ

10 当社は「生命保険契約者保護機構」の会員会社です。

- 保険会社の業務または財産状況の変化により、ご契約時にお約束した保険金額・給付金額などが削減されることがあります。**
 - 会員である生命保険会社が経営破綻に陥った場合、「生命保険契約者保護機構」により、**保険契約者保護の措置が図られることがあります。**この場合にも、契約時の保険金額・給付金額などが削減されることがあります。
- ▶▶詳しくは **しおり** 「生命保険契約者保護機構」について をご確認ください。

生命保険契約者保護機構

☎ 03-3286-2820 **受付時間** [月曜日～金曜日] 9:00～12:00、13:00～17:00
※ 祝日・年末年始を除きます。

ホームページ <https://www.seihohogo.jp/>

11

お客様の相談・照会・苦情をお受けします。

- 保険に関する相談・照会・苦情などがある場合は、下記の当社コールセンターまたは本冊子裏面の募集代理店にご連絡ください。

アフラックコールセンター

通話料 無料 **0120-5555-95** 受付時間 [月曜日～金曜日] 9:00～18:00 [土曜日] 9:00～17:00
※ 祝日・年末年始を除きます。

- (一社)生命保険協会の「生命保険相談所」でも、電話・文書(電子メール・FAXは不可)あるいは直接お越しいただくことで、生命保険に関するさまざまな相談・照会・苦情をお受けしています。また、生命保険相談所では全国各地に「連絡所」を設置し、電話にてお客様の相談をお受けしています。
- 生命保険相談所が苦情の申し出を受けたことを生命保険会社に連絡し、解決を依頼した後、原則として1か月を経過しても、契約者などと生命保険会社との間で解決が見つからない場合は、指定紛争解決機関として、生命保険相談所内に「裁定審査会」を設け、契約者などの正当な利益の保護を図っています。
- この商品にかかる指定紛争解決機関は「一般社団法人 生命保険協会」です。

一般社団法人 生命保険協会

ホームページ <https://www.seiho.or.jp/>

その他重要事項

- 1 この「その他重要事項」には、ご契約のお申込みに際して「契約概要」「注意喚起情報」とあわせて**ご確認いただきたい補足的情報**をまとめています。
- 2 ご契約に際しては「**契約概要**」「**注意喚起情報**」のほか、ご契約に関するとりきめを詳しく記載している「**ご契約のしおり・約款**」を必ずお読みください。

もくじ

01 個人情報の取扱い(保険契約者および被保険者の皆様へ)	32
02 先進医療について	32

01 個人情報の取扱い(保険契約者および被保険者の皆様へ)

プライバシーポリシー

当社は「個人情報の取扱いについて」と題するプライバシーポリシーを策定し、これにもとづいて業務を行っています。その内容は、当社ホームページにてご確認ください。

02 先進医療について

先進医療の制度などについて、詳しくは下記または厚生労働省のホームページをご確認ください。

調べる!探せる!先進医療サーチ <https://senshin-search.net/>

先進医療サーチ 検索

先進医療とは

公的医療保険制度の給付対象となっていない先進的な医療技術のうち、厚生労働大臣が認める医療技術を「先進医療」といいます。医療技術ごとに適応症(対象となる疾患・症状など)および実施する医療機関(所定の基準を満たして届出をしているか、厚生労働大臣が個別に認めた医療機関)が限定されています。

厚生労働大臣が認める医療技術・適応症・実施する医療機関は、随時見直されます。

公的医療保険制度の給付について

「先進医療」を受けた場合、一般の保険診療と共通する部分の費用(診察・検査・投薬・入院料など)は、公的医療保険制度の給付対象となりますが、「先進医療」の技術にかかる費用は公的医療保険制度の給付対象とならず、全額自己負担となります。